

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○ 以下の2つの機能を強化

- ① 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施

（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○ 以下の場及び機能を確保

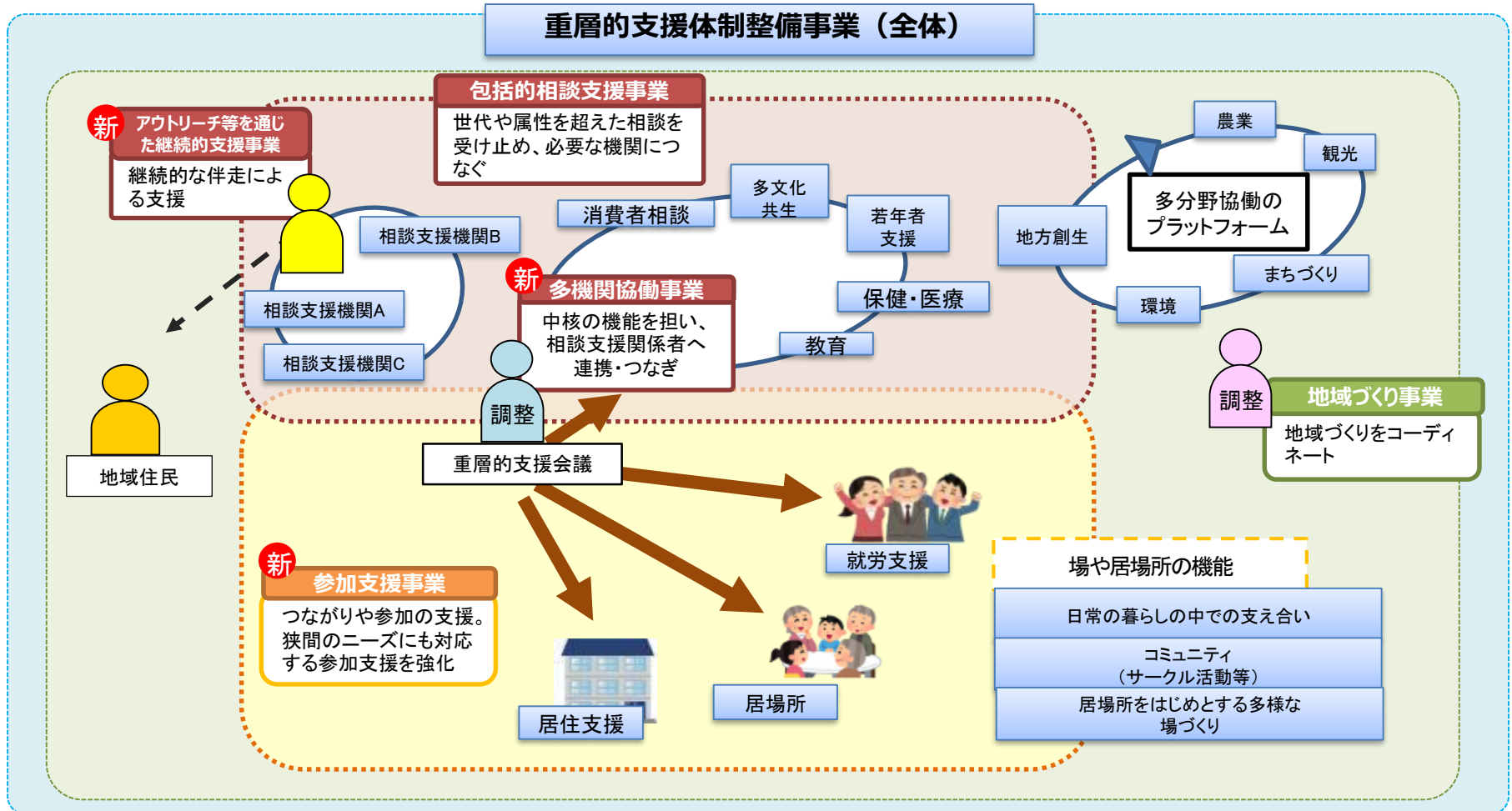
- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

包括的相談支援事業

相談の受け止め

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 利用者支援事業の実施機関、母子健康包括センター
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

訪問・相談

支援の実施
プラン実行

モニタリング

終結

複雑化・複合化した事例

多機関協働事業

- ・ 課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す



重層的支援会議

- ・ プランの適切性の協議
- ・ 支援の方向性の共有などを実施
- ・ 各支援機関の役割分担

会議内で役割分担や課題等を整理し、紹介元や適切な機関等につなぐ。

全体の支援体制
のモニタリング

終結
本人の課題が整理され、支援の見通しがいたところ

参加支援事業

- ・ 本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会とのつながりを作るための支援を行う。

＜狭間のニーズへの対応の具体例＞
就労支援 見守り等居住支援



支援の実施
プラン実行

モニタリング

終結

新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組み等について

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
 - ①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
 - ②参加支援、
 - ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、「重層的支援体制整備事業交付金」を創設し、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
 - ※ 市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

施策 5-1 地域福祉推進体制の構築

市民一人ひとりの生活上の不安を早期発見し、関係機関の支援につなげるため、地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ（※）型の体制を構築するとともに、地域課題を解決するための連携体制の整備を進めます。

※アウトリーチとは、地域に出向いたり、訪問したりするなど、積極的に「手を伸ばす」ことによって、福祉課題の発見や解決方法を見出す考え方。市及び社協では、相談を「受ける」だけでなく、相談したい人を「見つける」取り組みを「アウトリーチ型」として進めていく。

（市の現状）

- 深刻な問題に直面している人が、自分から積極的に相談場所に出向くケースは少ないと想定されます。
- 従来は、こうした人を早期に発見し、支援につなげていく役割を地域のコミュニティが担っていましたが、これからは地域のコミュニティだけでなく、困っている人を「見つける」ために、新しい体制が必要となっています。

◆◆5年間の主要事業◆◆

（1）地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ型の新しい取り組みの推進

事業	主体	概要
①民生委員・児童委員への支援 （困っている人、事例を発見するための支援）	市	○ 民生委員・児童委員と事例研究などを通じて、市民の生活課題を発見する体制を強化 ○ 発見した市民の生活課題への組織的な対応方法を周知
【新規】 ②地域福祉コーディネーター（※）の設置	市	○ 福祉関係機関などへの定期巡回による地域課題の集約 ○ 地域組織との連携による生活課題を抱える人の発見 ○ 相談支援ネットワークの構築 ○ 新たな社会資源の創出 ○ 課題を発見するツールの検討・開発

※地域福祉コーディネーターは、公的サービスの対象とならないものの支援の必要な人、受けるべき支援を受けていない人、地域の困りごとなど、地域活動への参加から様々な課題を発見し、地域と一緒に「最適解」を見つけることを進める調整役。

(2) 地域課題を解決するための連携体制の整備

事業	主体	概要
【新規】 ①地域毎に地域課題を検討・解決していくための体制を整備	市 社協	○ 地域課題の検討・解決の場 ・資源（人員、拠点、関係機関など）の明確化 ・地域課題に対して、各専門分野からの知見を活かした有効策の検討を実施 ・地域保健の活動組織、学校支援コーディネーターなど、各分野の実践者との連携を推進 ○ 地域での体制強化 ・既存団体のそれぞれの活動を地域課題の発見や解決に効果的に結び付けるため、連携やネットワーク化を推進 ・地域福祉コーディネーターを中心に、地域包括支援センター、自治組織、地域コミュニティ委員会、民生委員・児童委員、相談支援機関、支部社協などとの連携
②庁内部局の連携	市	○ 包括的な地域福祉推進体制を構築していくための有効策を庁内部局で検討 ○ 庁内各機関に寄せられる複合課題の集約

(3) 計画の推進体制

事業	主体	概要
【新規】 ①地域福祉推進委員会の設置	市	○ 計画の進捗状況及び成果を評価 ○ 計画の推進に必要な事項を協議 ○ 次期計画の策定

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
【新規】 地域福祉コーディネーターの設置	未設置 (平成 29 年度末)	統括 1 名 地区担当 4 名 (4 地区に 1 名ずつ) (平成 34 年度末)
【新規】 地域内連携体制の整備	未設置 (平成 29 年度末)	4 地区 (平成 34 年度末)